

第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 3 月

厚生労働省 佐賀労働局

<目次>

1 計画のねらい	1
（１）計画が目指す社会	1
（２）計画期間	1
（３）計画の目標	1
ア アウトプット指標	1
イ アウトカム指標	3
（４）計画の評価と見直し	5
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	5
（１）死亡災害の発生状況と対策の方向性	5
（２）死傷災害の発生状況と対策の方向性	7
ア 死傷災害の発生状況	7
イ 死傷災害の傾向及び対策の方向性	10
（３）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性	12
ア メンタルヘルス対策関係	12
イ 過重労働防止対策関係	12
ウ 産業保健活動関係	13
（４）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	14
（５）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	15
3 計画の重点事項	16
4 重点事項ごとの具体的取組	16
（１）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	16
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備	16
イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知	18
ウ 安全衛生対策におけるDXの推進	18
（２）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	18
ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと	18

イ	アの達成に向けて労働局等が取り組むこと	19
(3)	高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	19
ア	労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと	19
イ	アの達成に向けて労働局等が取り組むこと	20
(4)	多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	20
ア	労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと	20
イ	アの達成に向けて労働局等が取り組むこと	20
(5)	個人事業者等に対する安全衛生対策	20
ア	労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと	20
イ	アの達成に向けて労働局等が取り組むこと	21
(6)	業種別の労働災害防止対策の推進	21
ア	陸上貨物運送事業対策	21
イ	建設業対策	22
ウ	製造業対策	22
エ	林業対策	23
オ	小売業対策	24
カ	社会福祉施設対策	24
(7)	労働者の健康確保対策の推進	25
ア	メンタルヘルス対策	25
イ	過重労働対策	25
ウ	産業保健活動の推進	26
(8)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	27
ア	化学物質による健康障害防止対策	27
イ	石綿、粉じんによる健康障害防止対策	28
ウ	熱中症、騒音による健康障害防止対策	29
エ	電離放射線による健康障害防止対策	30
(参考)	アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方	30

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できることが望まれる。

佐賀労働局においては、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度（2023年度）を初年度とする5年間にわたる労働災害防止計画（第14次労働災害防止計画。以下「14次防」という。）を策定し、行政、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者等と連携・協働して取り組むこととする。

(2) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

（14次防の概要は別紙1のとおり）

なお目標には、「令和9年（2027年）までに」等期限を設定した目標において、当該期限の年よりも早く目標を達成した場合、達成年以降の目標値以上の水準の維持が含まれる。

ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述

する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。佐賀労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年（2027年）までに60%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和9年（2027年）までに45%以上とする。
- ・ 墜落・転落災害等の防止に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに85%以上とする。
- ・ 実効ある機械災害防止対策（非定常作業を含む）に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年

12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年(2027年)までに50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を令和7年(2025年)までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年(2025年)までに30%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。
- ・ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年(2027年)までに50%以上とする。
- ・ 健康診断後の事後措置、治療と仕事の両立支援、その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年(2025年)までにそれぞれ80%以上とする。
- ・ 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年(2025年)までに80%以上とするとともに、化学物質に係るリスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指

標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる転倒による 60 歳以上の労働者の死傷者数を第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）期間と比較して、14 次防期間において減少させる。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を令和 9 年（2027 年）までに 35 日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の労働者の死傷者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において減少させる。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 外国人労働者の死傷者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において 5 % 以上減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において 5 % 以上減少させる。
- ・ 建設業における死亡者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において 15 % 以上減少させる。
- ・ 製造業における機械災害による死傷者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において 10 % 以上減少させる。
- ・ 林業における死傷者数を、13 次防期間と比較して、14 次防期間において減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を令和 7 年（2025 年）までに 5 % 以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和 9 年（2027 年）までに 50% 未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において 5 % 以上減少させる。
- ・ 増加が見込まれる熱中症による労働者の死傷者数を 13 次防期間と比較して、14 次防期間において減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、13 次防期間と比較して、14 次防期間において 15% 以上減少する。
- ・ 死傷災害については、13 次防期間と比較して、14 次防期間において減少する。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行うとともに、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

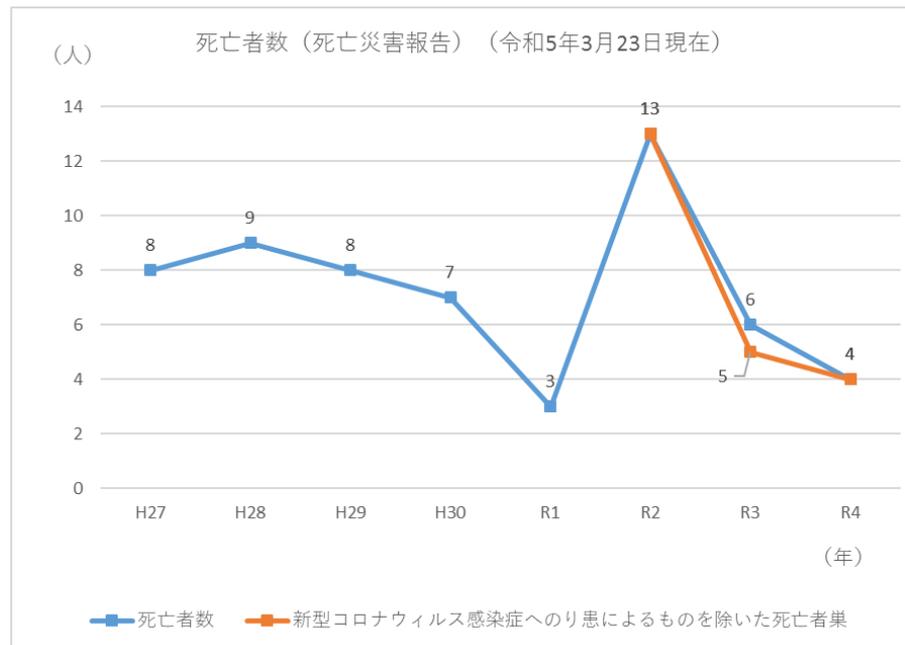
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、第 9 次労働災害防止計画期間中においては 80 人を超える方の尊い命が失われていたものが、第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）、13 次防期間中は 40 人を下回るどころまで減少している。

13 次防期間中の死亡者は 33 人であり、うち建設業が 14 人（42.4%）と最も多

く、次いで製造業9人（27.3%）となっている。事故の型別に見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」が9人と最も多く、製造業においては、「はさまれ・巻き込まれ」が3人と最も多い。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組む必要がある。



（13次防期間中の業種、事故の型別死亡災害発生状況（死亡災害報告）令和5年3月23日現在）

	墜落、転落	転倒	激突	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	おぼれ	有害物等との接触	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他	総計
1（製造業）	2		1		1	3			1			1	9
2（鉱業）						1							1
3（建設業）	9	1		1	1		1				1		14
4（運輸交通業）	1					1				1			3
5（貨物取扱業）			1										1
8（商業）	1						1	1		1			4
13（保健衛生業）												1	1
総計	13	1	2	1	2	5	2	1	1	2	1	2	33
割合	39.4%	3.0%	6.1%	3.0%	6.1%	15.2%	6.1%	3.0%	3.0%	6.1%	3.0%	6.1%	100.0%

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

※新型コロナウイルス感染症へのり患を除いて分析

ア 死傷災害の発生状況

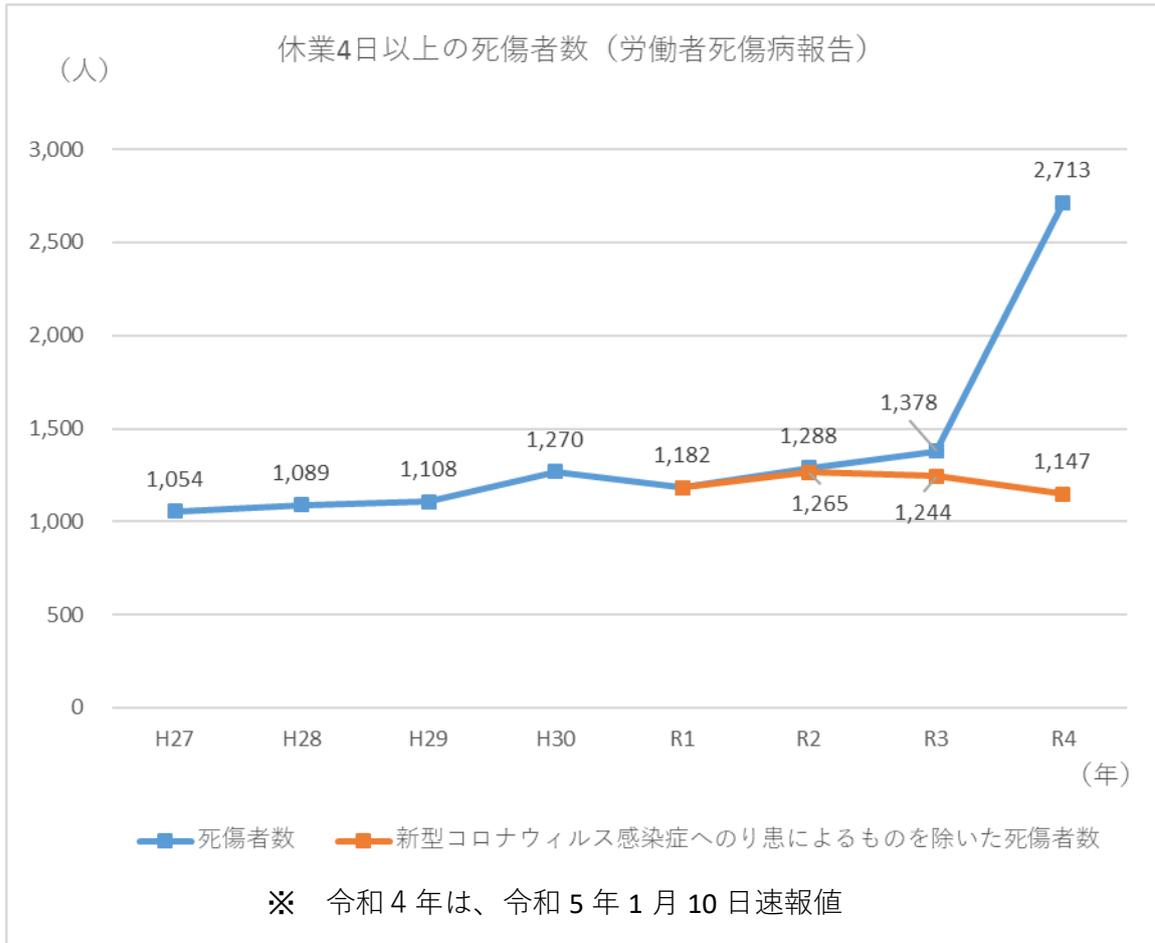
死傷災害については、12次防期間と比較して13次防期間は増加している。事故の型別では、「転倒（24.6%）」、「動作の反動、無理な動作（16.6%）」が合わせて死傷災害全体の41.2%と、労働者の作業行動に起因する死傷災害が4割以上を占めている。

また、「墜落・転落（18.1%）」も建設業を中心に多く発生している。

なお、13次防期間中の災害発生状況を事故の型別に見ると、「転倒（1500件、24.6%）」、「墜落・転落（1107件、18.1%）」、「動作の反動、無理な動作（1016件、16.6%）」、「はさまれ、巻き込まれ（585件、9.6%）」、「飛来、落下（338件、5.5%）」、「激突され（277件、4.5%）」、「交通事故（道路）（270件、4.4%）」、「激突（260件、4.3%）」、「高温、低温の物との接触（163件、2.7%）」、「崩壊、倒壊（111件、1.8%）」との状況である。

12次防期間と13次防期間の業種別の比較においては、「社会福祉施設（547件、44.3%増）」、「小売業（664件、34.7%増）」が増加している。また、「製造業（1532件、11.3%増）」、「陸上貨物運送事業（840件、9.1%増）」、「建設業（803件、8.4%減）」において、死傷災害が多く発生している。

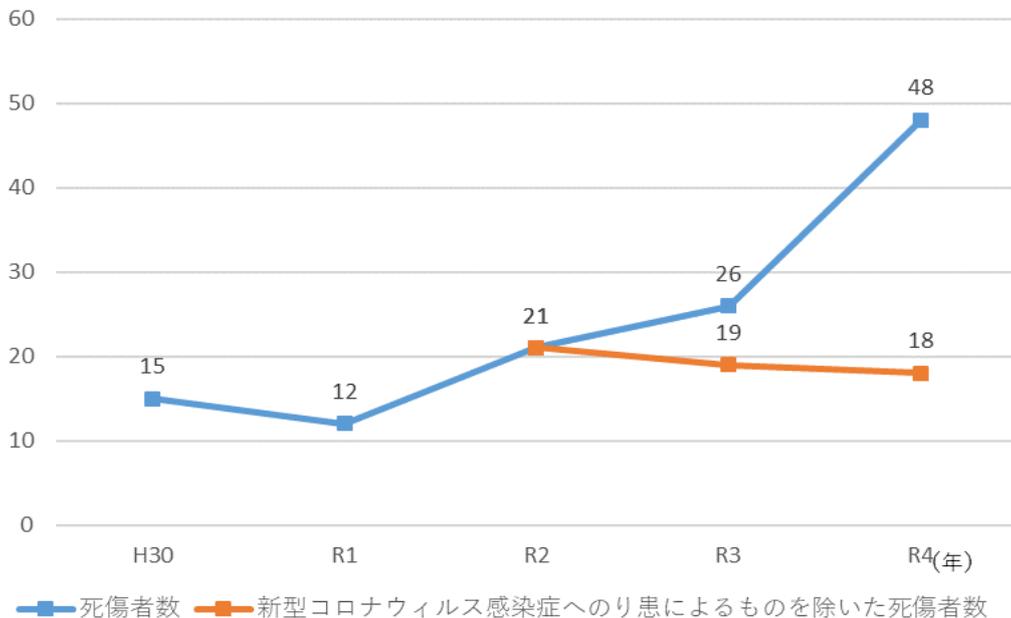
これらの労働災害の防止対策を強化する必要がある。



業種別・年別労働災害発生状況（平成25年～令和4年 コロナを除く）																
業種	発生年					12次防合計	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	13次防合計	対12次防増減率(%)	13次防の減少目標(%)	13次防の業種別割合(%)	12次防の業種別割合(%)
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年											
製造業	289	243	239	291	314	1,376	325	302	318	293	294	1,532	11.3	▲15	25.1	25.3
食料品製造業	132	103	85	130	152	602	144	145	142	126	118	675	12.1	▲10	11.1	11.1
鉱業	1	3	4	1	1	10	5	2	2	4	3	16	60.0	▲15	0.3	0.2
建設業	208	172	179	153	165	877	161	152	194	136	160	803	▲8.4	▲15	13.1	16.1
運輸交通業	160	164	144	123	133	724	152	172	157	158	130	769	6.2	▲15	12.6	13.3
陸上貨物運送業	164	175	152	138	141	770	159	183	179	175	144	840	9.1	▲5	13.8	14.1
道路貨物運送業	152	156	133	114	122	677	142	164	152	147	125	730	7.8	▲5	12.0	12.4
貨物取扱	13	22	19	25	21	100	21	20	29	29	25	124	24.0	▲5	2.0	1.8
農林業・畜産業・水産業	46	39	45	39	40	209	37	29	52	34	31	183	▲12.4	▲15	3.0	3.8
林業	17	17	16	14	11	75	11	11	12	11	9	54	▲28.0	▲15	0.9	1.4
第三次産業	412	420	424	457	434	2,147	569	505	513	590	504	2,681	24.9	▲15	43.9	39.4
小売業	87	111	109	99	87	493	166	117	136	127	118	664	34.7	▲5	10.9	9.1
社会福祉施設	75	72	69	69	94	379	96	85	100	154	112	547	44.3	▲15	9.0	7.0
飲食店	33	24	34	41	33	165	34	36	36	52	37	195	18.2	▲5	3.2	3.0
全産業計	1,129	1,063	1,054	1,089	1,108	5,443	1,270	1,182	1,265	1,244	1,147	6,108	12.2	▲15		

(資料)：労働者死傷病報告（休業4日以上）による。（1月10日速報値）

外国人労働者の死傷者数の推移（労働者死傷病報告）
（1月10日速報値）



イ 死傷災害の傾向及び対策の方向性

死傷災害の傾向については、

- ① 60歳以上の高年齢労働者による死傷災害の割合が増加していること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加していること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生しており、その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- ④ 経験期間の浅い労働者による死傷災害が多く発生しており、とりわけ経験期間1年以内の労働者による死傷災害の割合が高く、その背景として安全衛生教育が不十分な状態で作業に従事させていること等、様々な要因が考えられる。

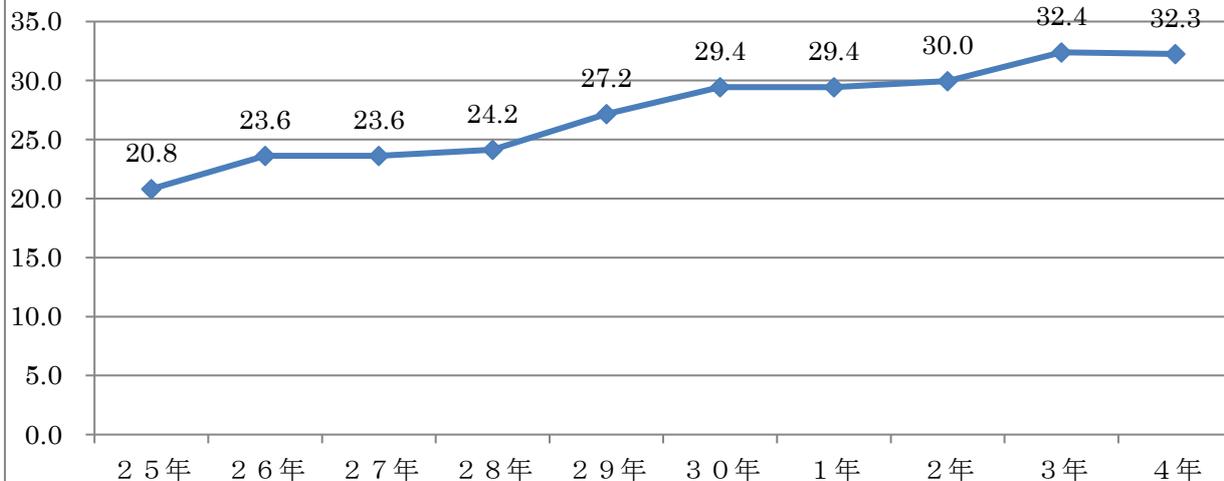
上記①に関しては、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和4年（速報値）の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上死傷者数の全年齢に占める割合は、30%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。

上記②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害を防止するための対策の取組を促進することが必要である。

上記③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。このため、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

上記④に関しては、人材不足等を背景として、十分な安全衛生教育の時間が確保されていないことが考えられ、作業手順書や各種教材に基づいた、十分な安全衛生教育の実施等の取組を促進していくことが必要である。

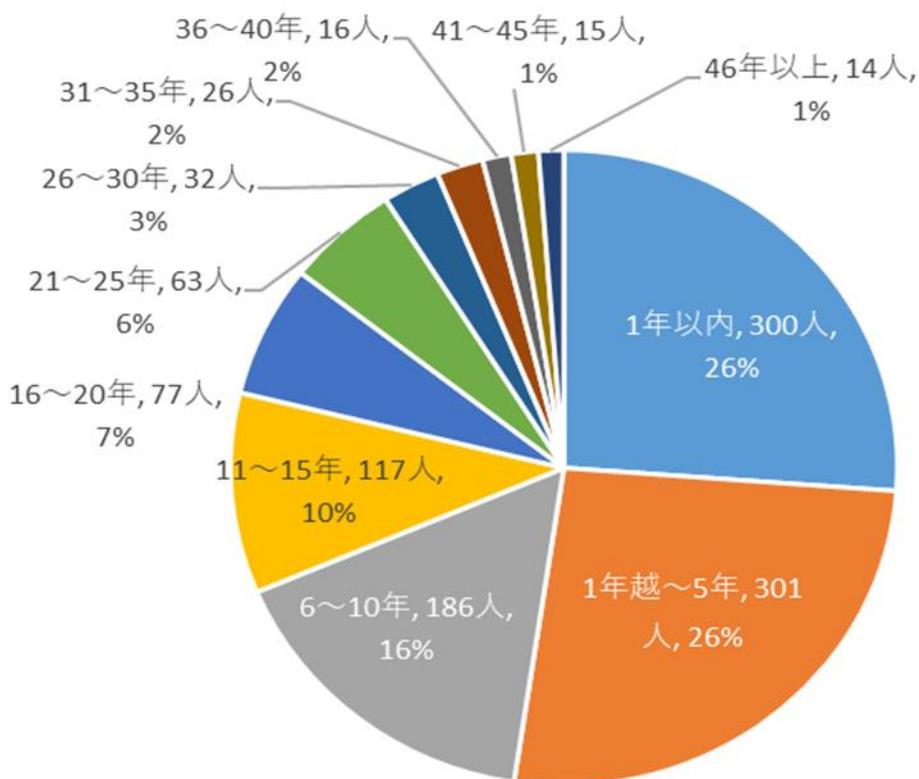
60歳以上の高齢労働者による労働災害の全体に占める割合



資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）による。（令和5年1月10日速報値）

令和4年経験区分ごとの死傷病の割合（事故の型）

（労働者死傷病報告 令和5年1月10日速報値 コロナ抜き）



(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関係

ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合は増加傾向にある。今後は労働者 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの普及促進を図る必要がある。

また、精神障害の労災認定件数は第 12 次防期間から第 13 次防期間にかけて増加しており、事業場における心の健康づくり計画の普及促進等々を図る必要がある。

ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合

(令和 4 年度は令和 5 年 2 月 3 日速報値)

28 年	29 年	30 年	1 年	2 年	3 年	4 年
63.0%	80.8%	82.2%	83.7%	83.1%	84.4%	85.4%

精神障害の労災認定件数（精神障害等支給決定件数、() 内は自殺件数)

(令和 4 年度は令和 5 年 2 月 3 日速報値)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	期間計
12 次防	5(0)	1(0)	9(1)	5(0)	1(0)	21(1)
年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	期間計
13 次防	4(0)	7(0)	7(2)	5(0)	2(0)	25(2)

イ 過重労働防止対策関係

年次有給休暇の取得率は、増加傾向にあるが、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にあるが、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

脳・心臓疾患の労災認定件数は、12 次防期間（18 件）と比較し、13 次防期間（4 件）において減少したが、引き続き、脳・心臓疾患を含めた過重労働による健康障害防止対策を推進する必要がある。

脳・心臓疾患の労災認定件数（脳・心臓疾患支給決定件数（() 内は死亡件数）

(令和 4 年度は令和 5 年 2 月 3 日速報値)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	期間計
12 次防	6(0)	2(2)	4(0)	4(3)	2(0)	18(5)
年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	期間計
13 次防	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)	4(1)

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的な管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

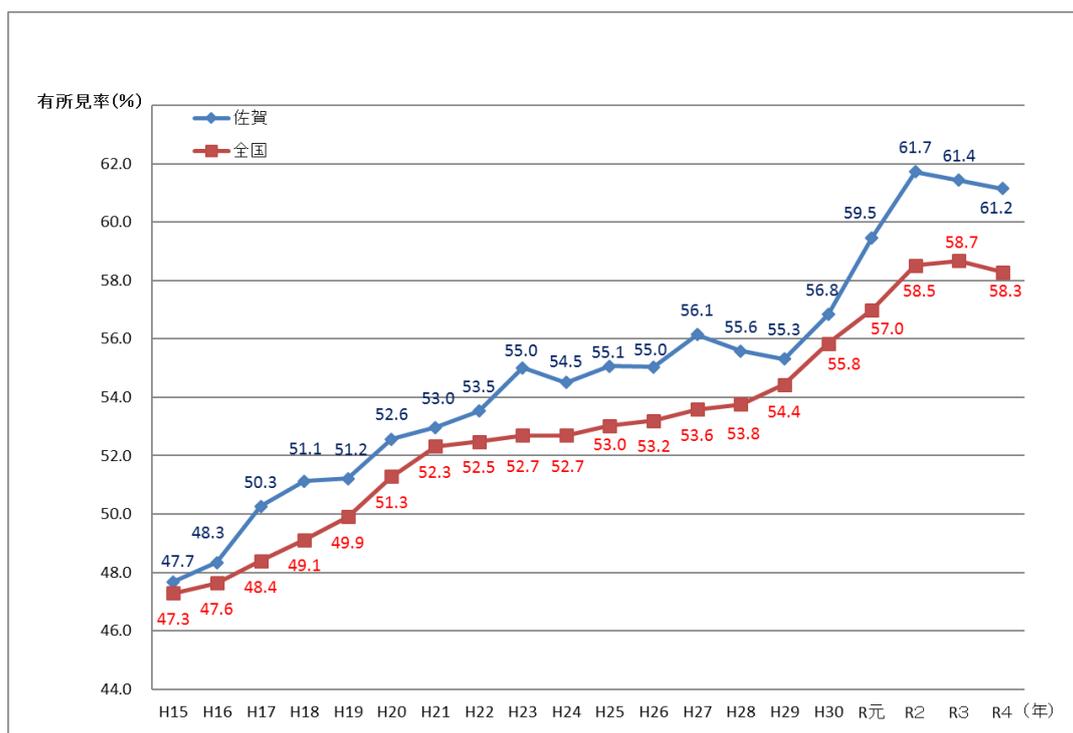
さらに、産業医の選任義務がない、使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

定期健康診断の有所見率の推移を見ると、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は、全国・佐賀県共に全労働者の半数を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働力の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者が増加することが予想され、治療と仕事の両立支援を推進する必要がある。

定期健康診断の有所見率の推移（平成15年～令和4年）



（４）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

令和12年（2030）年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少傾向にあるものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症による休業災害は長期的な増加傾向が続いており、歯止めをかけるための取組が必要である。さらに、騒音性難聴等の職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

労災認定件数（石綿）（令和4年度は令和5年2月3日速報値）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	4	3	4	6	6	23
年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	期間計
13次防	6	10	5	11	7	39

じん肺の新規有所見者（増悪者含む）数

年度	25年	26年	27年	28年	29年	期間計
12次防	3	3(1)	1	0	1	8(1)
年度	30年	1年	2年	3年	4年	期間計
13次防	2(1)	0	1(1)	0	1	4(2)

() 内は増悪者内数

熱中症に係る労災認定件数（令和4年度は令和5年2月3日速報値）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	73	30	36	72	67	278
年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	期間計
13次防	116	80	82	69	86	433

（5）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引等でもこれらの事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成

等が考えられる。

このほか、中小事業場が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、国が安全衛生対策に要する費用を助成すること等が有効と考えられる。また、国等が新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示す

ること、国・地方自治体や事業者は発注時において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等において安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、大学等において働く労働者の安全衛生管理を実施する上で、その一環として、学生に対しても安全衛生教育を促進し、労働安全衛生に対する適切な理解を育むことで、学生は、卒業後、事業場における自発的な安全衛生対策の推進に貢献することが期待される。

加えて、労働局・労働基準監督署や、安全衛生の指導を行う労働安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・根拠に基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

等を説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・ 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることから、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者等に対する周知方法についても工夫する。
- ・ 業務の発注者となり得る者に対して、取引先となり得る事業場が安全衛生対策に取り組むことの必要性とその実現のための方策等について周知を図る。
- ・ 中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや、安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失について、広く周知する。
- ・ 事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。また、中小事業者等の意識改革も含めた支援に努める。
- ・ 引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステム等の活用・普及促進を図る。
- ・ 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等につい

での周知を図る。

- ・ 労働局は、自らの安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知する。

イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請の普及や記載内容の充実等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 一部の労働災害事例のみならず、労働者死傷病報告を詳細に分析する。
- ・ 分析結果について、情報発信を強化する。

ウ 安全衛生対策におけるDXの推進

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- ・ 法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、周知啓発を行う。
- ・ 法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進について、支援制度を含めた周知啓発を行う。
- ・ 電子申請について、あらゆる機会を通じて説明を行うとともに、窓口等において懇切丁寧な説明を行い、普及促進を図る。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒のリスクがある箇所の設備の改善、4 S活動（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化等、労働者の健康づくりを推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 転倒災害防止のための教材、動画、アプリ等について周知しその活用促進を図る。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操等の周知・普及を図る。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、スポーツ庁において実施する「Sport in Life プロジェクト」の周知啓発を行い、スポーツの推進を図る。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」等、腰痛予防対策について周知啓発を図る。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・ 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
(再掲)
- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健

康づくり等のコラボヘルスに取り組む。(再掲)

イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ あらゆる機会に「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操等の周知・普及を図る。(再掲)

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 外国人労働者、派遣労働者、非正規労働者等、雇用形態の違いや労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して就労することが出来る職場環境の実現を推進する。
- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者及び非正規労働者等に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 「危険の見える化」に向けた労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- ・ 外国人労働者及び非正規労働者向け安全衛生教育マニュアル等の教材について周知啓発を行い、活用を推進する。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者と同じ場所等で作業に従事する等の個人事業者等に対して、健康障害防止及び災害防止等に向けた必要な対応を行う。

イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第 22 条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・ 作業現場における個人事業者等の災害防止対策について、労働者と同様に取り組むよう配慮を行うことについて、周知啓発を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 年間安全衛生計画に基づいた計画的な安全衛生活動を推進する。
- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。(再掲)

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 自主的な安全衛生活動のより一層の促進に向け、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、各事業者における「年間安全衛生計画」の策定の徹底を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割が荷役作業時に発生しており、荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生していることから、荷主事業者に対する啓発に取り組む。
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部等と連携し、陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」等、腰痛予防対策について周知啓発を図

る。(再掲)

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止等に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、改正労働安全衛生規則の定着の徹底を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害による復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 工事着手前のリスクアセスメントを確実にを行い、それに基づいた作業計画を策定して作業を行うなど、リスクをより低減した作業方法の定着を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)に基づき、佐賀県等との緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施して

も残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。

- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。
- ・ 食料品製造業においては、事故の型別で見ると、13次防期間中に発生した災害の31.7%が「転倒」によるものであり、転倒災害が最も多く発生していることから、転倒のリスクがある箇所の設備の改善、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。（再掲）

（イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・ 転倒災害防止のための教材、動画、アプリ等について周知しその活用促進を図る。（再掲）

エ 林業対策

（ア）労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

（イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図る。
- ・ 佐賀県、森林管理署、林材業労災防止協会佐賀県支部等と連携し、関係機関

連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

オ 小売業対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数5年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- ・ 転倒災害が最も多く発生していることから、転倒のリスクがある箇所の設備の改善、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。（再掲）

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 多店舗展開で分散している業態の事業場については、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について、経営トップに対する意識啓発を図るとともに、「働く人に安全で安心な店舗づくり推進運動」の促進を図る。
- ・ 転倒災害防止のための教材、動画、アプリ等について周知しその活用促進を図る。（再掲）

カ 社会福祉施設対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 動作の反動・無理な動作による災害が最も多く発生していることから、「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組むとともに、介護労働者の身体的負担軽減が期待できる介護機器を導入し、人力による抱え上げをしない介護・看護の普及促進を図る。
- ・ 転倒災害についても多く発生していることから、転倒のリスクがある箇所の設備の改善、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。（再掲）

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 社会福祉施設に対して、県や市町等が行う介護事業者に対する説明会、研修会などと連携し、安全衛生教育及び「職場における腰痛予防対策指針」で定める腰痛予防対策の徹底を図るほか、介護機器を導入し人力での抱え上げをしない介護による腰痛予防の普及促進を図る。
- ・ 転倒災害防止のための教材、動画、アプリ等について周知しその活用促進を図る。(再掲)

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 佐賀産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット(欠勤、健康の問題を抱えつつ業務を行うことによる生産性の低下、経営損失の防止等)を周知し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進

- ③ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）に基づく労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

- ① 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。

また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中でも脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和 4 年厚生労働省告示第 367 号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）の周知、これに基づく指導等に取り組む。また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ② 医師による面接指導の対象となる長時間労働者に対して、事業者が面接指導を勧奨することに向けた取組を進める。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両

立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットが見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月23日基発第0223第5号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け及び医療機関向けマニュアルについて、佐賀産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 佐賀県地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。
- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携した総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組むとともに、佐賀産業保健総合支援センター等による治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。
- ・ 佐賀産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、引き続き中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を実施する。

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的

確に実施する。

- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置等について、支援システム等の必要な情報提供を行い、普及促進を図る。
- ・ 中小事業者向けに、業種別の特徴を捉えた化学物質管理に係る相談窓口の設置、訪問指導の実施、人材育成（講習会）等について情報提供を行い、中小事業場における適切な化学物質管理を推進する。
- ・ 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知等の事業場における化学物質管理の支援を行う。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働

者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 石綿事前調査結果報告システムの適正な運用を図る。
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）や最新の分析方法等の知識を提供するため、啓発用動画等の周知等を図る。
- ・ 災害防止団体と連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知啓発を図る。
- ・ 解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・ 第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。
その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。（再掲）

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者

等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。

- ・ 厚生労働省から、熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供があった場合は、その普及を図る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 医療従事者、玄海原子力発電所作業従事者等の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。
- ・ 引き続き、九州電力玄海原子力発電所における適正な放射線障害防止がなされるよう啓発・指導を推進する。

(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

「転倒」災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち、約3割を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（2）アに取りまとめ、4（2）アの推進状況を特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査（2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、回答した206事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は83.5%であるが、（転倒災害の約半数が50代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、）整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり（ソフト的な対策）にも取り組んでいる事業場は5%であった。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

上記（ア）を踏まえて、佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、何らかの転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組んでいると回答した事業場の割合が84.8%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、ハード・ソフト両面からの転倒災害対策に取り組む事業場の割合について、令和9年（2027年）までに70%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

転倒災害は、被災率（死傷年千人率）の高い高年齢労働者（特に女性）の増加に伴って過去5年間（2017～2021）で概ね年5%ずつ増加しており、今後の高年齢労働者の更なる増加を考慮すると、今後も、同様の傾向が予想される。また、産業構造の変化等に伴って性別・年齢層別の死傷年千人率も増加しており、今後も同様の増加が見込まれる。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組（災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組）を60%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、転倒の年齢別男女別の死傷年千人率については、2021年の実績からの増加に歯止めをかけることができると期待する。

また、社会福祉施設における腰痛による休業4日以上死傷災害（2021）は1,580件であり、2017年と比較して2021は30%増加している。今後も、高齢者の増加に伴う介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年

までに減少させることができると期待できる。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

佐賀労働局管内の 13 次防期間中の災害発生状況として 60 歳以上の労働者の死傷災害は増加傾向にあり、令和 4 年において 60 歳以上の労働者の死傷災害が全体の 32.3%を占める中において、60 歳以上の災害のうち、最多となる 35.6%が転倒災害により発生している状況にあり、今後も、同様の傾向が予想される。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組（災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組）を 70%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、13 次防期間と比較して 14 次防期間において減少させることができ、さらに、転倒による平均休業見込日数を 13 次防期間平均の 40.09 日から 14 次防期間において 35 日に減少させることができると期待する。

また、社会福祉施設においては、今後も、高齢者の増加に伴う介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間において減少させることができると期待できる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

高年齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高年齢労働者の災害防止対策については、高年齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家により取りまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（3）アに取りまとめ、4（3）アの推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は 11.2%。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね 10 ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10 ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の 50%を目指すことと目標を設定している。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

上記（ア）を踏まえて、佐賀労働局において令和 5 年 1 月に実施したアンケート調査において、高年齢労働者の職場環境の整備に努めるなど、高年齢労働者の安全衛生確保に取り組んでいると回答した事業場の割合が 78.2%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合について、令和 9 年（2027 年）までに 70%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合が 50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、60 歳代以上の死傷年千人率を 2021 年実績と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかけることができると期待する。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合を 50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期

間において減少させることができると期待する。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及するとともに、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（4）アに取りまとめ、4（4）アの推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

上記（ア）を踏まえて、佐賀労働局において令和 5 年 1 月に実施したアンケート調査において、母国語に翻訳された教材、視覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っているという回答した事業場の割合が 55.5%であったことを考慮し、母国語に翻訳された教材、視覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合について、令和 9 年（2027 年）までに 60%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合が 50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とすることができることを期待する。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

母国語に翻訳された教材、視覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 60%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、外国人労働者の死傷者数を 13 次防期間と比較して 14 次防期間において 5%以上減少させることができると期待する。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

○陸上貨物運送業

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

陸上貨物運送業にける災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業における災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（6）ア（ア）に取りまとめ、4（6）ア（ア）の推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、荷役ガイドラインに基づく措置を講じている事業場（荷主事業場を含む。）は 33.5%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、45%以上にすると目標を設定している。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

上記（ア）を踏まえて、佐賀労働局において令和 5 年 1 月に実施したアンケート調査において、荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施していると回答した陸上貨物運送事業の事業場の割合が 87.6%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、荷役作業における安全ガイド

ラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合について、令和9年（2027年）までに45%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

（ア）厚生労働省版14次防における考え方

起算点を2021年の死傷者数ベースとすると、陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷災害（2021年）のうち、荷役作業時における災害が約7割を占めている。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合が45%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、5%災害が減少することが期待できる。

（イ）佐賀労働局版14次防における考え方

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を45%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、13次防期間と比較して14次防期間において陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少することが期待できる。

○建設業

【アウトプット指標】

（ア）厚生労働省版14次防における考え方

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）イ（ア）に取りまとめ、4（6）イ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査（2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、建設業における代表的な災害である墜落転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は74%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、85%以上にすとの目標を設定している。

（イ）佐賀労働局版14次防における考え方

上記（ア）を踏まえて、佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、墜落・転落の防止に関するリスクアセスメントを実施していると回答した建設業の事業場の割合が93.2%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合について、令和9年（2027年）までに85%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

（ア）厚生労働省版14次防における考え方

起算点を2021年の死亡者ベースとすると、建設業における死亡災害（2021年）のうち、最も災害の多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、15%災害が減少することが期待できる。

（イ）佐賀労働局版14次防における考え方

墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、13次防期間と比較して14次防期間において建設業の死亡者数を15%以上減少することが期待できる。

○製造業

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械による「はさまれ巻き込まれ」による災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進める上で有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（6）ウ（ア）に取りまとめ、4（6）ウ（ア）の推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、製造業における機械の「はさまれ巻き込まれ」災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり 50%程度である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、60%以上にすると目標を設定している。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

上記（ア）を踏まえて、佐賀労働局において令和 5 年 1 月に実施したアンケート調査において、機械による「はさまれ・巻き込まれ対策」に取り組んでいると回答した製造業の事業場の割合が 95.0%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、実効ある機械災害防止対策（非定常作業を含む）に取り組む製造業の事業場の割合について、令和 9 年（2027 年）までに 70%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

これまでの統計調査等を踏まえ、はさまれ・巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は 4 割程度と推定する。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合が 60%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、5%機械によるはさまれ・巻き込まれの災害が減少することが期待できる。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

実効ある機械災害防止対策（非定常作業を含む）に取り組む製造業の事業場の割合を 70%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、13 次防期間と比較して 14 次防期間において製造業における機械災害による死傷者数を 10%以上減少することが期待できる。

○林業

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版 14 次防における考え方

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（6）エ（ア）に取りまとめ、4（6）エ（ア）の推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、伐木ガイドラインに基づく措置を講じている事業場は（ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。）30.2%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね 10 ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、死亡災害

を15%減少させるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて50%以上にすると目標を設定している。

(イ) 佐賀労働局版14次防における考え方

上記(ア)を踏まえて、佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施していると回答した林業の事業場の割合が77.8%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の割合について、令和9年(2027年)までに50%以上を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

(ア) 厚生労働省版14次防における考え方

起算点を2021年の死亡者数ベースとすると、林業における死亡災害(2021年)のうち、伐木作業における災害が約6割を占める。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を講ずる林業の事業場の割合が50%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できる。

(イ) 佐賀労働局版14次防における考え方

伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、13次防期間と比較して14次防期間において林業の死傷者数を減少させることができると期待できる。

オ 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

(ア) 厚生労働省版14次防における考え方

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ア(ア)に取りまとめ、4(7)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)イ(ア)に取りまとめ、4(7)イ(ア)の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ウ(ア)に取りまとめ、4(7)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

(イ) 佐賀労働局版14次防における考え方

上記(ア)を踏まえて、

- ① 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、年次有給休暇の取得率が70%以上と回答した事業場の割合が50.9%であったことを考慮しつつ、企業における年次有給休暇の取得率を令和7年(2025年)までに70%以上とすると目標を設定している。
- ② 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、勤務間インターバル制度を導入していると回答した事業場の割合が27.5%であったことを考慮し、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年(2025年)までに30%以上とすると目標を設定している。
- ③ 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、メンタルヘルス対策に取

り組んでいると回答した事業場の割合が70.5%であったことを考慮し、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とするとの目標を設定している。

- ④ 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、ストレスチェックを実施していると回答した労働者50人未満の事業場の割合が43.6%であったことを考慮し、50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とするとの目標を設定している。
- ⑤ 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、必要な産業保健サービスを提供していると回答した事業場の割合が81.8%であったことを考慮しつつ、健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とするとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

（ア）厚生労働省版14次防における考え方

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況がそれぞれ80%、50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満となることが期待できる。

また、年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下となることが期待できる。

なお、必要な産業保健サービス（※）の提供割合が80%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標は設定していない。

※必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）
- ・高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

（イ）佐賀労働局版14次防における考え方

- ① メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をそれぞれ80%、50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を令和9年（2027年）までに50%未満となることが期待できる。
- ② 年次有給休暇の取得率を70%以上、勤務間インターバル制度の導入率を30%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年（2025年）までに5%以下となることが期待できる。
- ③ なお、健康診断の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービス（※）の提供割合が80%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカ

ム指標は設定していない。

※必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）
- ・高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

（ア）厚生労働省版 14 次防における考え方

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）ア（ア）に取りまとめ、4（8）ア（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、13 次防期間におけるラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ 69.1%、70.4%、57.9%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDS については 80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、13 次防期間中に概ね 20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、リスクアセスメントと同じ 80%以上にすることを目標としている。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講ずることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）ウ（ア）に取りまとめ、4（8）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）イ（ア）及び4（8）エ（ア）に取りまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

（イ）佐賀労働局版 14 次防における考え方

- ① 佐賀労働局において令和 5 年 1 月に実施したアンケート調査において、SDS の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っているという回答した事業場の割合が 70.8%であったことを考慮し、危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、義務対象となっていない物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を令和 7 年（2025 年）までにそれぞれ 80%以上とするの目標を設定している。
- ② 佐賀労働局において令和 5 年 1 月に実施したアンケート調査において、リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について陸巢アセスメントを実施していると回答した事業場の割合が 83.3%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、義務対象となっていない物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和 7 年

(2025年)までに80%以上とするとの目標を設定している。

- ③ 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、リスクアセスメントの結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じていると回答した事業場の割合が92.3%であったことを考慮しつつ、取組事例を明確化した上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果により労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とするとの目標を設定している。
- ④ 佐賀労働局において令和5年1月に実施したアンケート調査において、熱中症災害防止のために暑さ指数を把握していると回答した事業場の割合が48.5%であったことを考慮し、熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年(2022年)と比較して令和9年(2027年)までに増加させるとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

(ア) 厚生労働省版14次防における考え方

化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)(2017年から2021年の平均)は、492件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%災害が減少し、2027年の化学物質による災害は、467件(2017年から2021年の平均と比べ25件・5.1%減)となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させることが期待できる。

(イ) 佐賀労働局版14次防における考え方

- ① 危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずる事業場の割合をそれぞれ80%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、13次防期間と比較して14次防期間において化学物質の症状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の件数が5%以上減少することが期待できる。
- ② 暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者数の増加率を第13次期間と比較して14次防期間において減少させることが期待できる。

キ 総括

【死亡災害総括】

(ア) 厚生労働省版14次防における考え方

アウトカム指標に基づき、2027年までに建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害は15%減少することが期待される。これを元に、2022年の死亡災害(左記件数は未確定であるため2021年の実績を参照)と2027年の死亡災害を比較すると、少なくとも約5%の減少が期待できる。

(イ) 佐賀労働局版14次防における考え方

死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少することが期待できる。

【死傷災害総括】

(ア) 厚生労働省版14次防における考え方

アウトカム指標に基づき2027年までに製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数

を 2027 年までに 5 % 減少、陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 % 以上減少すると期待する。加えて、転倒の性別・年齢別千人率、社会福祉施設における腰痛の千人率が 2021 年と変わらないと期待する。この仮定を元に、過去 5 年の各業種における性別年齢別の労働者数推移と独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働力人口の推計から算出した各業種における 2027 年の性別年齢別労働者数を加味して、2022 年の死傷災害(左記件数は未確定であるため 2021 年の実績を参照)と比較した 2027 年の災害減少数を推計すると(約 3,800 人減(3 % 減)と見込まれ、)減少に転ずると期待される。なお、先計算においては化学物質による死傷災害の減少については、全体の件数と比較して微少であるため、計算には含めていない。

(イ) 佐賀労働局版 14 次防における考え方

死傷災害については、3 次防期間と比較して 14 次防期間において減少することが期待できる。